平成２５年（フ）第５２９号
岡山市南区新保951番地11
破産者　徳良由美子
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７５号
岡山市中区福泊202番地35
破産者　新田　康二
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６号
岡山市中区旭東町３―４―17田渕アパート４号、住民票上の住所岡山市中区倉益206番地５
破産者　新田　　隆
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８号
香川県丸亀市金倉町字辺池181番１
破産者　株式会社弘周運送
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１０９号
愛媛県松山市北土居５丁目11番５号
破産者　株式会社清友建設
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１８９号
静岡県浜松市中区下池川町27番43号
破産者　中村　雅子
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１６３５号
北海道石狩郡当別町弥生52番地
破産者　河村　佳男
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４６５号
札幌市北区北18条西４丁目１番１―504号、開始決定時の住所札幌市豊平区旭町６丁目２番１―203号
破産者　渡部るい子（旧姓土谷）
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７３号
札幌市中央区南11条西17丁目２番15号　アセッツ旭ケ丘502号
破産者　田中　　武
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０４号
宮城県栗原市築館字久伝27番地５
破産者　伊藤　守一
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第６１２号
名古屋市中川区露橋１丁目12番８号、前住所福岡県飯塚市桑曲391番地
破産者　久家　泰之
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４５１号
名古屋市守山区吉根３丁目407番地　吉根中山貸家２階１号室、従前の住所名古屋市千種区香流橋２丁目１番40号　ユーステージ香流参番館306号
破産者　野村　智史
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７号
京都府向日市物集女町北ノ口100番地の165、破産手続開始決定時の住所京都市下京区大宮通木津屋橋下ル上中之町10　ドーリア七条大宮１棟２階２―Ｅ号室
破産者　四方　　厚
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
北海道岩見沢市７条西11丁目10番地４
破産者　前　　和幸
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１２８号
神奈川県座間市相模が丘１丁目27番22―313号　ルネ小田急相模原モア・ステージ
破産者　仁保　正義
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１６１号
新潟市西区黒鳥4812番地
破産者　宮嶋　次美
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４６号
新潟市西区寺地225番地17、開始決定時の住所新潟市西区鳥原1736番地１　田畑貸家Ｋ号
破産者　近藤　英雄
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係